

平成18年4月1日から 「障害者自立支援法」が施行されます

自立支援法とは、現在別々の法律に基づいてサービスを提供している3障害（身体・知的・精神障害）を、障害者自立支援法によって一元化し、障害の種別が異なる場合も共通のサービスが受けられるようにする新しい制度です。

1. 自立支援の目的

「自立支援給付」を中心に、障害の種類をこえた共通のサービスを提供し、地域での自立を支えます。

2. 公平な負担

施設利用時の光熱水費や食費が在宅サービス利用の方と同様に原則として実費負担となります。自立支援医療における入院時の食費（標準負担額）も実費となります。

3. 自立支援給付（介護給付・訓練等給付、自立支援医療、補装具）

障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービスを自立支援給付といいます。

①介護給付・訓練等給付

これまでのサービス体系

居宅サービス……………居宅介護、デイサービス、短期入所、地域生活援助

施設サービス……………重症心身障害児施設、療護施設、更生施設、授産施設、福祉工場、通勤寮、福祉ホーム、生活訓練施設

新しいサービス体系

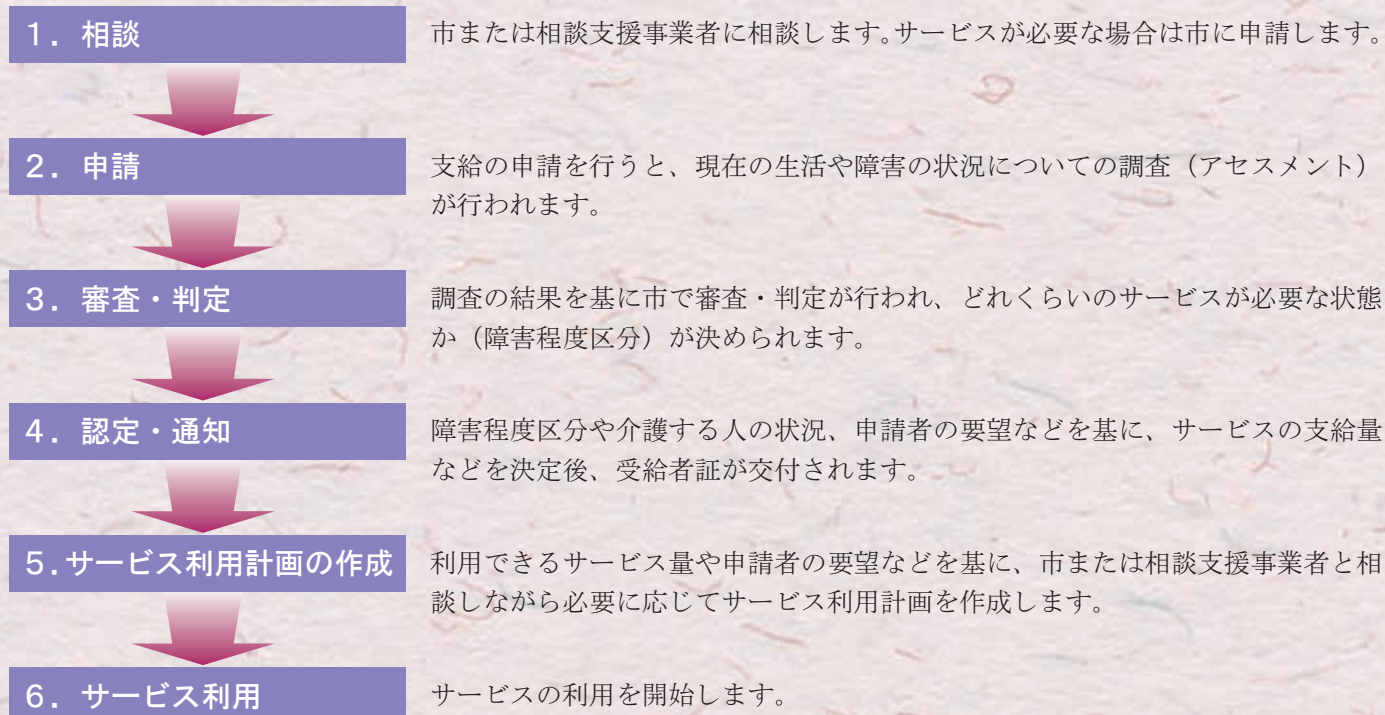
日中活動

介護給付	4月開始	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
		児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。
		短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
介護給付	10月開始	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
		行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
		生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護など障害福祉サービスを包括的に提供します。
訓練等給付	10月開始	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
		自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
訓練等給付	10月開始	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

居住支援

介護給付	4月開始	共同生活介護	共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
		施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	10月開始	共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活の援助をします。

○福祉サービス利用の手続き



②補装具の支給

義肢や装具、車いすなどの補装具にかかる費用は平成18年10月1日から原則1割負担となります。補装具の支給を受ける場合は市へ申請し、承認を受ける必要があります。

③自立支援医療

これまでの「更生医療」「育成医療」「精神障害者通院医療費公費負担制度」が平成18年4月1日より一元化されます。対象となる疾病の範囲はこれまでどおりです。

更生医療……………18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方が対象です。

育成医療……………18歳未満の児童で特定の障害を持つ方が対象です。

精神障害者通院医療費公費負担制度

……………精神疾病を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象です。

○利用者負担の仕組み……………医療費の一割、入院時の食事代が原則自己負担となります。ただし、所得により上限額が設定されており負担が重くなりすぎないようにしています。

4. 地域生活支援事業

自立支援給付以外に、市町村が地域の実情にあわせ、障害者の地域における生活を支える様々なサービスのことをいいます。

①相談支援事業……………市町村や相談支援事業者が様々な相談に応じます。

②移動支援事業……………外出時の円滑な移動を支援します。

③日常生活用具の給付・貸付事業……………補装具以外の日常生活の利便を図るための用具を給付…貸し付けします。

【問合せ】 仙北市福祉事務所生活福祉係

TEL (43)2288(内線2005・2011)
FAX (47)2116